

令和2年度第3回長門警察署協議会会議録

開催日時	令和2年12月3日（木曜日） 午後3時00分から午後5時00分までの間
開催場所	長門警察署講堂
出席者	委員 佐々木委員、河本委員、杉本委員、木村委員 計 4人
	警察署 署長、次長、会計課長、刑事・生活安全課長、地域課長、 交通課長、警備課長、警務係長 計 8人
議題	1 所管業務の推進状況について 2 交通指導取締りについて
<p>1 会長挨拶</p> <p>今年度、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、第1回・第2回の警察署協議会の開催を見送ることとしてきたが、今回は、長門市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況を踏まえた上で、マスクの着用や手洗い消毒、ソーシャルディスタンスの確保等の感染予防措置を講じて会議を開催する運びとなった。出席された皆様から活発な御意見や御提言を頂き、本日の会議が有意義なものとなるようお願いする。</p> <p>2 署長挨拶 (省略)</p> <p>3 継続協議・検討事項</p> <p>令和元年度第4回長門警察署協議会における委員からの提言に対する回答</p> <p>(1) 「さわやか海岸道路」における速度違反取締りについて (交通課長)</p> <p>委員から提言を頂いた「さわやか海岸道路」における速度違反車両の件について、速度違反取締りを実施したが、違反者の検挙には至らなかった。また、スピードガンによる実勢速度の測定を実施したが、高速度で通行する車両は発見できなかった。</p> <p>「さわやか海岸道路」については、毎月1日と15日の交通安全日において重点パトロール路線として指定しており、「この道路では高速度で走らせない」という施策をとっている。</p> <p>今後、違反車両に関する新たな情報があれば、場所を選定して交通指導取締りを実施していきたいと考えている。また、山口県警察にも可搬式速度違反自</p>	

動取締装置が導入されたことから、当該装置を使用した速度違反取締りについても実施していくこととしている。

(2) **子供の見守り活動における長門市防災無線の活用について**
(刑事・生活安全課長)

長門市防災無線については、長門市防災危機管理課の所管となっている。

委員から提言があった件について、長門市防災危機管理課と協議したところ、防災無線は、その性質から人命に関わる災害や緊急事態に対応するものとして位置付けられており、防犯活動のための使用は難しいとの見解であった。

しかしながら、緊急事態の定義には市民の生命に直結するような重大事件を含んでいるとのことであり、凶器を使用した強盗事件が発生し犯人が逃走している場合等は、市民への危害を防止するため防災無線を活用することで、市と調整がついている。

4 所管業務の推進状況（署長）

(1) **刑事・生活安全関係業務**

ア 刑法犯の認知（検挙）状況

イ 主な検挙事例

(2) **地域関係業務**

ア 地域の安全・安心確保のための活動

イ 迅速的確な初動活動の推進

(3) **交通関係業務**

ア 交通事故発生状況等

イ 抑止対策推進状況

ウ 交通指導取締り状況

エ 年末年始における交通事故防止対策の推進

(4) **警備関係業務**

ア 災害警備関係

イ テロ対策関係

ウ 不法滞在対策関係

5 協議・検討

(委員)

刑法犯の認知件数・検挙件数共に前年と比べて減少しているが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、外出する人が少なくなったことが要因となっているのか。

(署長)

昨年は、当署管内で車上ねらいや侵入盗等が連続して発生したため、刑法犯認知件数が増加し、それらの被疑者を検挙したことにより検挙件数も増加した。

本年については、その反動に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて外出を控える人が多くなったことも、刑法犯認知件数等の減少に影響を及ぼしているものと推認される。

(委員)

交番や駐在所の警察官が一般家庭を訪問した際、新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由に住民から訪問や面接を拒否された事例はあるのか。

(地域課長)

現在のところ、当署の地域警察官が、新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由に住民から訪問や面接を拒否されたとの報告は受けていない。

(委員)

今年は、香川県や宮崎県において既に鳥インフルエンザが発生している。ここ数年、野鳥が増えているようであり不安を感じている。鳥インフルエンザ対策もよろしく願います。

(署長)

警察に対して鳥の死骸に関する通報があった場合は、関係機関と連携して対処することとしている。

(委員)

長門市内にもベトナム人が居住しているようであるが、他県で発生したベトナム人による犯罪の発生を知り、市民の中にはベトナム人を極端に怖がっている人がいる。多くのベトナム人は、真面目で善良だと思うが、ベトナム人の印象を良くするため、市民と交流する機会を設けることも必要ではないか。

(署長)

滞在期限が切れた者は、生活していくために働こうと思ったとしても雇用してくれるところがない。そのような者が集団となり、犯罪に手を染めている事例も見受けられる。

一部のベトナム人が犯罪者となっているが、それ以外の者については真面目な外国人であり、警察と各種のボランティアが連携して罪を犯さない意識を醸成させるなど、共生社会の実現に向けた活動も必要であると考えている。

(委員)

最近、野生の鹿が増えたように感じる。私も運転中に鹿と衝突しそうになったことがある。鹿との衝突事故を避ける効果的な方法はないのか。

(交通課長)

夜間においては、ハイビーム走行することで鹿を早めに発見することができることから、鹿との衝突事故を防止するためにも、ハイビーム走行は効果的ではないかと考える。

(委員)

物損事故の発生件数には、スーパーマーケット等の駐車場で発生したものは含まれているのか。また、駐車場で発生した物損事故の件数はどのくらいか。

(交通課長)

駐車場で発生した物損事故についても、お示ししている物損事故の発生件数

に含まれている。駐車場で発生した物損事故の件数については、別途回答させていただきたい。

(委員)

駐車場内における交通事故を防止するための効果的な方法はないのか。

(交通課長)

駐車場内での事故は、コンビニエンスストアの駐車場で発生したものが多くであり、入船型で駐車した後、後方の安全を確認しないまま後退することが事故原因の一つである。このため、出船型で駐車すれば、発進する際に周囲がよく見え、交通事故が減るものと思われることから、交通安全講習会等では、出船型で駐車することを勧めている。

(委員)

現在、長門警察署管内の交通死亡事故の発生件数はゼロである。今年も残すところ一か月弱となったが、このまま交通死亡事故ゼロで新しい年を迎えられることを願っている。

(署長)

長門警察署としての交通事故統計が残っている昭和35年以降、当署管内で交通死亡事故がゼロとなるのは初めてである。本年の交通死亡事故ゼロを目指して、年末に向けて街頭活動を強化していきたいと考えている。

(委員)

うそ電話詐欺について、宇部市や下関市で発生した事件の被害者は、宅配便を使用して何回かに分けて現金を送ったようであるが、どのような方法で現金を送付したのか教えていただきたい。

宅配業者が営業所に荷物を持ってきた高齢者に注意喚起をすれば、うそ電話詐欺被害の防止につながるのではないかと思う。

(刑事・生活安全課長)

うそ電話詐欺の場合、特定の宅配業者を利用して現金を送付するケースが圧倒的に多い。このため、宅配業者に対しては、高齢者から荷物の発送依頼があった場合は、内容物の確認や注意喚起をしてもらうよう依頼している。県下では、いまだ警察からの依頼が伝わっていない宅配業者もあるようだが、長門地区の宅配業者については警察からの依頼は十分に伝わっている。

(委員)

うそ電話詐欺の被害発生を防ぐため、例えば「うそ電話詐欺被害防止」に関する広報紙の記事に、

「うそ電話 かけた自分が 騙された」

「闇バイト 行きつく先は 塀の中」

など、ユーモアを交えた俳句や川柳を活用し、工夫を凝らした広報紙を作成すれば、読み手の目を引き、広報の効果が上がるのではないだろうか。

6 諮問事項説明

「交通指導取締りについて」

7 協議・検討

(委員)

交通事故を起こさないために心掛けるべきことは、自動車を運転する際、速度を出さないことや前車との車間距離を十分に確保することである。この気持ちを持ち続けることが、自分自身と家族を交通事故から守ることにつながると思う。

(委員)

いわゆる「ながらスマホ」に係る罰則が厳罰化されて以降、運転中にスマートフォンを操作している人を見掛ける機会が減ったように思う。交通違反を減らし、交通事故を抑止するためにも、罰則を重くすることも一定の効果があるのではないかと考える。

また、無理に道路を横断する高齢歩行者や突然脇道から主道路に飛び出してくる高齢の運転者がいる一方で、若い運転者が生活道路でも速度を落とさずに通行していることが多く、こうした現状では交通事故を避けることはできない。高齢者や若者の特性に合わせた交通安全教育が必要ではないかと考える。

(交通課長)

高齢者に対しては、各地区で行われる「サロン会」の機会等を利用して、乱横断の危険性についての広報や交通安全教育を実施している。

(委員)

休日や行楽期には、長門市内を通行する大型バイクの集団をよく見掛ける。こうした集団が、高齢者が多く、歩道と車道が分離されていない地区を通行すると、高齢歩行者が交通事故に遭う危険性が高くなる。こうした現状を確認してもらいたい。

(交通課長)

大型バイクが集団で通行したとしても、法令に違反する行為がなければ取り締まることができない現状はあるが、旧車會等が集団走行している情報を把握した際は、警察本部と連携して対応に当たることとしている。

(委員)

交通指導取締りの際、毅然とした対応は必要であるが、高圧的な対応に陥ることなく、「交通指導取締りを通じて交通事故による不幸を減らしている」等の相手方を諭すような言動を心掛ければ、交通指導取締りの意図が違反者の心により響くのではないかと考える。

8 配付資料

令和2年度第3回長門警察署協議会資料（警察署作成）

9 次回協議会の開催日程

次回の警察署協議会は、令和3年2月中に開催する予定である。